

議案第29号

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部を改正する条例案

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成28年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「法第13条第1項に規定する特定認定（以下「特定認定」という。）」を「特定認定」に改め、同条を第6条とする。

第4条の見出しを「(特定認定を受けようとする者等の責務)」に改め、同条中第1項を次のように改める。

特定認定を受けようとする者は、第3条第1項の説明会を開催するときは、周辺地域の住民の参集の便を考慮して当該説明会の開催の日時及び場所を定めるよう努めなければならない。

第4条第3項中「近隣住民からの苦情等の窓口を設置し、近隣住民に」を「周辺地域の住民に対し、第3条第1項第3号に掲げる事項を」に、「ともに、近隣住民」を「ともに、周辺地域の住民」に、「対しては適切」を「については適切かつ迅速」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 特定認定を受けようとする者は、周辺地域の住民から当該特定認定に係る事業について説明を求められたときは、当該説明を求めた者に対し、当該事業について適切かつ迅速に説明するよう努めなければならない。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「令第13条第1号に規定する施設（以下「施設」という。）」を「施設」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(令第13条第7号の規定による説明の方法)

第3条 法第13条第1項に規定する特定認定（以下「特定認定」という。）を受けようとする者は、令第13条第7号の規定による説明を行うときは、同号に規定する周辺地域の住民（以下「周辺地域の住民」という。）に対し、次に掲げる事項を周知するための説明会を開催するとともに、当該事項を記載した書面を配布しなければならない。

- (1) 特定認定を受けようとする者に係る法第13条第2項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 令第13条第1号に規定する施設（以下「施設」という。）の名称及び所在地
- (3) 苦情及び問合せ（以下「苦情等」という。）に対応する者の氏名及び電話番号
- (4) 廃棄物の処理方法
- (5) 騒音を防止するための方法
- (6) 火災等の緊急事態が発生した場合の対応方法

2 特定認定を受けようとする者は、前項の説明会を開催するときは、あらかじめ、周辺地域の住民に対し、当該説明会の開催の日時及び場所を記載した書面を配布するとともに、当該書面を施設の出入口の付近に掲示しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第1項に規定する特定認定の申請（以下「申請」という。）について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。

令和2年2月7日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

国家戦略特別区域法に基づく特定認定を受けようとする者が行う周辺地域の住民に対する説明の方法等を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提

出す次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（抄）

（国家戦略特別区域法施行令第13条第2号の条例で定める期間）

第2条 省 略

（令第13条第7号の規定による説明の方法）

第3条 法第13条第1項に規定する特定認定（以下「特定認定」という。）を受けようとする者は、令第13条第7号の規定による説明を行うときは、同号に規定する周辺地域の住民（以下「周辺地域の住民」という。）に対し、次に掲げる事項を周知するための説明会を開催するとともに、当該事項を記載した書面を配布しなければならない。

- (1) 特定認定を受けようとする者に係る法第13条第2項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 令第13条第1号に規定する施設（以下「施設」という。）の名称及び所在地
- (3) 苦情及び問合せ（以下「苦情等」という。）に対応する者の氏名及び電話番号
- (4) 廃棄物の処理方法
- (5) 騒音を防止するための方法
- (6) 火災等の緊急事態が発生した場合の対応方法

2 特定認定を受けようとする者は、前項の説明会を開催するときは、あらかじめ、周辺地域の住民に対し、当該説明会の開催の日時及び場所を記載した書面を配布するとともに、当該書面を施設の出入口の付近に掲示しなければならない。

（立入調査等）

第3条 市長は、法第13条第9項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、同第4条

条第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）の事務所又は令第13条第1号に規定する施設（以下「施設」という。）に立ち入り、当該認定事業者に係る認定事業（法第13条第4項に規定する認定事業をいう。以下同じ。）の実施状況につい

て調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2-3 省 略

(認定事業者
の責務)
特定認定を受けようとする者等

第4条 認定事業者は、事前に、施設の近隣住民に対し、当該施設が国家戦略特別区域
第5条

外国人滞在施設経営事業に使用されるものであることについて、適切に説明しなければならぬ。

特定認定を受けようとする者は、第3条第1項の説明会を開催するときは、周辺地域の住民の参集の便を考慮して当該説明会の開催の日時及び場所を定めるよう努めなければならない。

2 特定認定を受けようとする者は、周辺地域の住民から当該特定認定に係る事業について説明を求められたときは、当該説明を求めた者に対し、当該事業について適切かつ迅速に説明するよう努めなければならない。

2 省 略 3

3 認定事業者は、近隣住民からの苦情等の窓口を設置し、近隣住民に 周知す
4 周辺地域の住民に対し、第3条第1項第3号に掲げる事項を

るとともに、近隣住民 からの苦情等に対しては適切かつ迅速に対応しなければ
周辺地域の住民 について

ならない。

(手数料)

第5条 法第13条第1項に規定する特定認定(以下「特定認定」という。)に係る事務で
第6条

次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1)–(2) 省 略

第6条–第8条 省 略
第7条 第9条